

## 第54回鹿児島県愛鳥週間作品コンクール実施要領

### 1 目的

愛鳥週間にちなんだ作品を広く小・中・高等学校の児童生徒から募集し、その制作過程及び作品を通じて野生鳥類保護思想の高揚を図るとともに、応募作品の展示等を通じて広く県民への普及啓発に資する。

### 2 主催及び後援

- (1) 主 催 鹿児島県，鹿児島市平川動物公園，（一財）鹿児島県環境技術協会，  
（公財）鹿児島県地域振興公社
- (2) 後援(予定) 鹿児島県教育委員会，九州森林管理局，環境省九州地方環境事務所

### 3 募集作品

ポスター

### 4 応募資格

県内小・中・高等学校及び特別支援学校の児童生徒

### 5 応募方法

- (1) 出品は学校単位で行うこととし、応募一覧表総括（別紙様式1）及び送付者一覧表（別紙様式2）を添付すること。  
なお、応募点数が1学年50点を超える場合は、各学校において50点以内に選考の上、出品するものとする。
- (2) 出品は1人1点とする。
- (3) 作品には、別添ポスター応募票（別紙様式3）に学校名，学年，氏名等を明記し，それぞれ振り仮名を付け，ポスター裏面左下に貼り付けるものとする。
- (4) 応募先は次のうちのいずれかとする。

作 品 提 出 先	担 当 課	住 所	電 話 番 号
県庁自然保護課	野生生物係	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2616
鹿児島地域振興局農林水産部	林務水産課	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56	099-805-7362
南薩地域振興局農林水産部	林務水産課	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1335
北薩地域振興局農林水産部	林務水産課	〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5509
始良・伊佐地域振興局農林水産部	林務水産課	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12	0995-63-8159
大隅地域振興局農林水産部	林務水産課	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2162
熊毛支庁農林水産部	林務水産課	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-1133
熊毛支庁屋久島事務所	農林普及課	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2212
大島支庁農林水産部	林務水産課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7285

### 6 提出期限 令和2年9月7日（月）必着

### 7 制作要領

ポスター

ア 図柄……………愛鳥思想の高揚，普及の目的に沿った図柄とする。家禽・ペット，動物園などで飼われているイメージは不可。

- (例) ・自然の中で野鳥と人との交流をテーマとしたもの  
・渡り鳥の保護についての国際交流をテーマとしたもの  
・野鳥の自然の姿をテーマとしたもの  
・野鳥の巣箱の架設等保護活動をテーマとしたもの  
・その他鳥類保護思想の高揚に役立つもの

#### イ 用 紙

大きさは縦51～55cm、横36～40cm(B3程度)とし、必ず縦書きとする。 (規格外や横書きは審査対象外となりますのでご注意ください)

#### ウ 彩 色

自由(クレヨン、パステル、水彩、コラージュ、貼り絵等いずれでも可。)

パソコンでの作品は不可。

#### エ 文 字

作品には必ず漢字で「愛鳥週間」とだけ入れてください(“BIRD WEEK”, “Bird week”, “バードウィーク”は可。それ以外の“野鳥を守ろう”等は不可)。ただし、小学校2年生以下は「愛鳥週間」の文字を挿入しなくてもよい。

**※ 生徒には、別添「ポスターをかく時の注意」を配布し、先生方は生徒に対し、この内容を十分に説明してください。**

#### オ その他

応募作品はオリジナルのものに限る(写真・絵画等の丸写しは不可)。

## 8 審 査

### (1) 第1次審査(令和2年9月上旬)

県において入賞候補作品を選出する。

### (2) 第2次審査(令和2年9月中旬)

第1次審査により選出された作品について審査員が審査し、入賞作品を決定する。

## 9 発表

審査結果は、学校を通して本人に通知する。

## 10 表彰式

(1) 会場： 調整中

日時： 令和3年1～2月中を予定

(2) 表彰内訳

ア 特選 5点

イ 入選 10点

ウ 佳作 20点

エ 学校優秀賞 1校

## 11 展示会

(1) 会場： 鹿児島市平川動物公園 どうぶつ学習館（予定）

日時： 令和3年5月中旬を予定

(2) 会場： 調整中

日時： 調整中

## 12 その他

(1) 出品された作品は原則として返却しない。

(2) 入賞作品のうち9点を、（公財）日本鳥類保護連盟が行うポスターコンクールに出品する。

(3) 入賞作品（35点）については、主催者団体等の広報などで使用することがある。